

平成 22 年度長崎県大学図書館協議会総会議事要旨

1. 日 時： 平成 22 年 6 月 9 日（水）13：00～15：30
2. 場 所： 長崎ウエスレヤン大学 本部棟 2 階 理事会室
3. 出席館： 12 館（21 名）+ [オブザーバー参加：公共から 2 名]
出席： 長崎県立大学（貞森館長、吉野課長、本村グループリーダー、池上グループリーダー、久保司書）、長崎総合科学大学（吉田課長）、活水女子大学（安藝係長）、長崎純心大学（岩崎室長）、長崎国際大学（飯島課長）、長崎外国語大学・長崎短期大学（田中主任）、長崎玉成短期大学（水谷司書）、長崎女子短期大学（森館長）、長崎短期大学（小嶋館長、河野司書）、佐世保高専（田崎館長、豊増図書・情報係）、長崎大学（柴多館長、高木課長、下田班長）、長崎ウエスレヤン大学（亘館長、植松司書）
オブザーバー： 長崎県公共図書館等協議会（長崎県立長崎図書館：廣田館長、吉田司書）
4. 配布資料： 総会資料、長崎ウエスレヤン大学紹介資料

議事に先立ち、会場館である長崎ウエスレヤン大学附属図書館の植松司書から、本日は全会員館 12 館が出席しており、総会は、会則第 5 条 2 項により、成立しているとの報告があった。続いて、同大学附属図書館、亘館長からの挨拶、さらに、代表幹事館である長崎大学附属図書館、柴多館長からの挨拶があった。また、配布資料の確認の後、オブザーバーとして、長崎県公共図書館等協議会から 2 名が出席されていることが合わせて報告された。出席者自己紹介の後、慣例により会場館の亘館長が議長に選出され、議事に入った。

5. 議 事：

(1) 平成 21 年度事業報告について（資料 1）

資料 1 について、事務局担当の長崎大学下田班長（以下、事務局と略）より説明があり、長崎関係論文データベース、長崎県大学図書館協議会ホームページ、共同利用電子ジャーナル集の現状と今後における充実の方向性について報告があった。

(2) 県内大学リポジトリについて（資料 2）

資料 2 について、長崎国際大学の飯島課長から説明があり、2 回のアンケート調査結果を踏まえ、現時点での共同リポジトリ構築は困難であると判断した旨、報告がなされた。長崎国際大学では、広島大学からの誘いで、国立情報学研究所の第 3 期 CSI

事業領域 3：学術情報流通コミュニティ活動支援の連携機関として、参加申請を出している。決定すれば、NII が提供するリポジトリシステムの運用検討・実装実験等モニター協力をする事になり、その中で得た情報等を長崎県立大学図書館協議会(以下、県大図協と略する)にも提供していきたい、との考えも示された。

なお、資料 2 で、(2)リポジトリ構築済み校中、長崎県立大学の公開日が誤りであるとの指摘があり、「2010 年 4 月 1 日公開」と訂正された。

(注)長崎県立大学のリポジトリ公開日については、6 月 1 0 日にシーボルト校から、公開日と登録件数訂正のメールが加盟館宛に送られた。(一般公開日：平成 2 2 年 3 月 3 0 日、登録件数：佐世保校 170 タイトル、シーボルト校 172 タイトル、合計 342 タイトル)

(3) 平成 2 1 年度決算報告・監査報告について(資料 3)

資料 3 について、事務局より説明があり、審議された。監査館である長崎総合科学大学による監査結果が、出席者の吉田課長により報告され、拍手により承認された。

(4) 平成 2 2 年度事業計画(案)について(資料 4)

事務局から、資料 4 について、研修会・講演会、継続事業等の提案がなされ、審議の結果、原案通り承認された。

(5) 平成 2 2 年度予算案について(資料 5)

今年度の事業計画が承認されたところで、事務局から今年度予算案の説明があった。また、長崎大学の会費支払いについては、従来どおり事務局経費と相殺したいので、承認いただきたいとの申し出があった。

これに対して、長崎国際大の飯島課長より、長崎大学の会費支払いについて、公認会計士によるチェックが入らないのかという質問、および、予算について、県大図協のサーバーには RAID システムが入っていないので、ハードディスクの増設によりバックアップ体制を構築できないか、という提案がなされた。

これに対し、事務局から、長崎大学では監査法人からチェックを受けているが、本協議会の会費については、支払いの実態がないので対象とならないこと、また、本協議会の会計年度が大学の会計年度と食い違うことから、会費支払い上の困難が生じるので、従来どおり相殺したい旨、説明があった。また、県大図協のサーバーの件については、今年度より、費用をかけてサーバーの充実を図りたいということで、全員了解し、拍手により承認された。

- < 休 憩 1 4 : 0 5 ~ 1 4 : 1 5 > -

(6) 平成 2 3 年度総会会場館について(資料 6)

事務局より、資料 6 にもとづいて、ローテーションの説明があり、次年度の総会会場館は、長崎県立大学になるとの説明があった。今年度の長崎ウエスレヤン大学で、私立大学での開催が一巡し、次年度より公立大学へシフトする。平成 2 0 年度に、長

崎県立大学と長崎シーボルト大学は統合され、長崎県立大学佐世保校とシーボルト校になった。平成23年度の会場については、両者の話し合いの結果を長崎大学へ報告するというので、本村グループリーダーに確認したところ了承された。よって、平成23年度は、長崎県立大学が会場館と決定した。

(7) 平成22～23年度役員館の改選について(資料6)

事務局から資料6と会則、選挙手続きの説明があり、平成22～23年度の役員館と監査館の選挙が行われた。

開票の結果、幹事館は国公立が長崎大学、私立大学が長崎国際大学、短期大学・高専が、長崎女子短期大学と決定し、互選により長崎大学が代表幹事館に選出された。また、監査館は活水女子大学と決定した。

(8) その他

6月1日に開催された幹事会会議を受けて、総会開催までのスケジュールを大枠で決めたほうがよいとの提案が出された。その内容は、4月に総会開催日時決定および通知、5月に研修企画委員会および幹事館会議、6月初旬に総会開催という説明がなされ、全員一致、拍手で承認された。

4. 報告事項

(1) 平成21～22年度研修企画委員について(資料7)

事務局から、資料7について説明があった。研修企画委員は、2年任期で、昨年選出されているため、現行4名の継続がそのまま確認された。

(2) 各館の当面する諸問題について

各館から以下のとおり報告があった。(発言は着席順)

長崎県立大学： 名古屋で開催された公立大学図書館協議会に参加した。国会図書館で学位論文のデジタル化が始まるそうである。7月からの作業をすすめたい。公開するにあたり、国会図書館から大学へ著作権処理手続きへの参加を依頼するというのである。国会図書館が博論のデータ公開に当たり、その執筆者の連絡先を授与大学に確認し、その後、NDLが執筆者に許諾の確認を取るようだ。

長崎総科大学： 昨年、図書館システムを更新し、連休時期より稼動している。メーカーは従来と同じである。

活水女子大学： 携帯で図書資料を写し取る学生が増加している。延滞も多い。他大学がどのような対処をしているか、この場で相談したい。

長崎純心大学： 書庫の狭隘化が深刻である。携帯の件は、「るるぶ」等の旅行ガイ

ドで見かけた。目撃すると注意しているが、OPACの画面を携帯で映す現代の学生の世代に対しての対応をどうすればいいか悩んでいる。延滞の督促は、遅れている期間は貸出停止という措置である。卒業時にはゼミ担当の教員より連絡してもらっている。

長崎国際大学： 次年度システムのリースが切れるので検討中である。電子ジャーナルの利用が伸びない。金額が高いので憂慮している。もう少し利用促進の工夫が必要。各学科より2名ずつ選出し、教職員と合わせて12名で福岡まで行って選書を行った。学生が一人25,000円で教職員が50,000円の予算で、学生には食事代として1,000円支給した。大変好評であったので今年度も実施する予定である。携帯での資料撮影は、禁止の張り紙などはしていないが、シャッター音が出るので館内で使用を見かけたら使わないように指導している。教員からの課題で撮影していた実例があり、その教員には説明し理解してもらった。督促の労力は生産性のある仕事ではないので、正直もったいないと思うが、いい解決策がない。

長崎外国語大： 今年度でシステムのリースが切れるので他大学の意見を聞きたい。携帯での撮影は、現状では禁止ではない。延滞は期限を切って確認している。学生支援の各部署に督促者名を伝達して依頼している。

長崎玉成短大： 携帯での撮影はたまに見かける程度。延滞は、最終的に、ゼミ担当の教員に連絡している。

長崎女子短大： 入館者が昨年激減。原因不明である。利用者の意識調査を試みる。携帯撮影については、入館時に携帯の電源をOFFにさせている。延滞については入り口に延滞者の氏名を掲示している。また卒業時に各部署でOKが出ないと卒業できないようにしている。

長崎短期大学： 携帯撮影については、注意するに留める。傍観といった感じである。延滞については、利用が減少していることもあって、細やかな対応が必要だと思っている。利用促進について、今後対策を講じて生きたい。

佐世保高専： 高専機構は一時、仕分けの対象となった。交付金が年々減少している。施設の更新、資料の購入が難しくなっている。本学は、15歳から22歳まで在籍している関係で、高校と大学の両側面を持っている。図書館を学外の方に開放することに一抹の心配がある。また、携帯の撮影機能を開発したのが本校の卒業生であるため、携帯電話使用に寛容である。最近の学生にはノートも取らず携帯で黒板撮影をする者までいる。図書撮影の行為に及んでも注意しづらいかも知れないが、禁止したい。行為自体は、まだ確認できていない。卒業時に各クラス担任、専攻科長に連絡する。時間はかかるが、100%回収できている。

長崎大学： 中央図書館が築40年で施設が古い。事業仕分けにより予算をかけられなくなった。入館者が減少気味であり、利用の活性化を促したい。長崎ウエスレヤン大学にて開催された講演会に来たが、学生が中心となって運営しており、驚いた。携帯での資料撮影は特にない。延滞については、学生番号を掲示し、日常的に督促している。延滞の日数だけ貸出停止をしており、各学部図書委員を通じて、注意するようにしている。

長崎県立大学： 補足したい。延滞について、九州地区大学図書館協議会の公立部会では、卒業時に延滞がある学生には、卒業証書を渡さないところが2箇所ほどあった。シーボルト校の場合、掲示、督促状の発送という流れだが、督促状の文面をより強制力のある文章に変えてみた。卒業式の受付に立って、督促すると効果がある。携帯撮影については、見たことがない。県立大学の方でも同様の措置である。また、佐世保校では、延滞者の学籍番号を掲載するほか、各職員が1学年ずつを受け持ち、本人、保護者、ゼミ教員へ協力依頼の電話連絡をしている。最終的には、卒業説明会のときに呼び出しをして回収している。携帯電話での資料撮影は、たまに見かける程度で、館内で問題になるほどではない。昨年度参加した文化庁の著作権講習会でも、他館から同様の質問があったが、「書店等とは違って図書館での撮影は著作権法上は問題とならない」との回答だった。本学でも見かけたら騒音防止のため注意する。

長崎ウエスレヤン大： 携帯の資料撮影は見たことがない。館内での携帯使用は厳重に注意している。延滞については、日常的な督促で対応している。他大学と同様である。

(3) その他

次回会場校である長崎県立大学の貞森館長より挨拶があった。